

導入促進基本計画

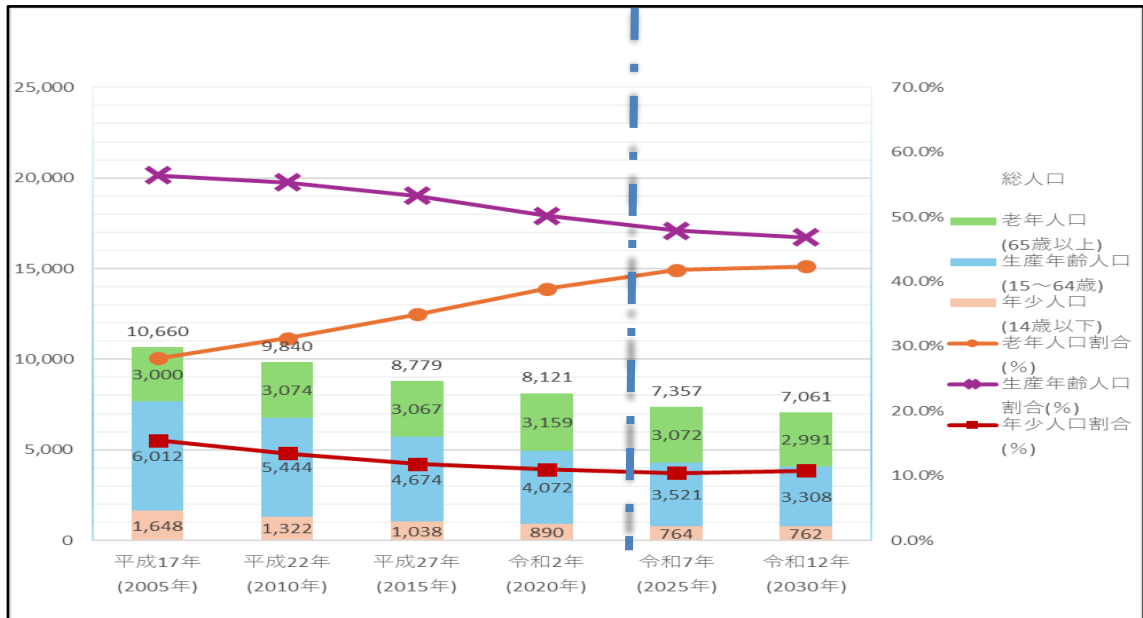
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①人口構造

本町における人口は令和2年（2020年）の国勢調査では8,121人である。平成17年（2005年）の10,660人から約2,500人減少していることから、今後も年々減少していき、令和7年度における人口は、7,357人と推計される。年齢階層割合については、65歳以上人口は令和2年（2020年）に約39%であるが、令和7年（2025年）には約42%に達し、年々高齢化が進み生産年齢人口が減少していくことが見込まれる。

太良町人口推計



[備考] 趨勢人口*…今後の戦略的取り組み(総合戦略)を想定しない場合に見込まれる将来人口

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
年少人口の割合 (14歳以下)	15.5%	13.4%	11.8%	11.0%	10.4%	10.8%
生産年齢人口の割合 (15~64歳)	56.4%	55.3%	53.2%	50.1%	47.9%	46.8%
老年人口の割合 (65歳以上)	28.1%	31.2%	34.9%	38.9%	41.8%	42.4%

資料：平成17年(2005年)～令和2年(2020年)までは国勢調査より作成

令和7年(2025年)～令和12年(2030年)は太良町人口ビジョンの趨勢人口*より作成

太良町の3階層別人口の推移と割合

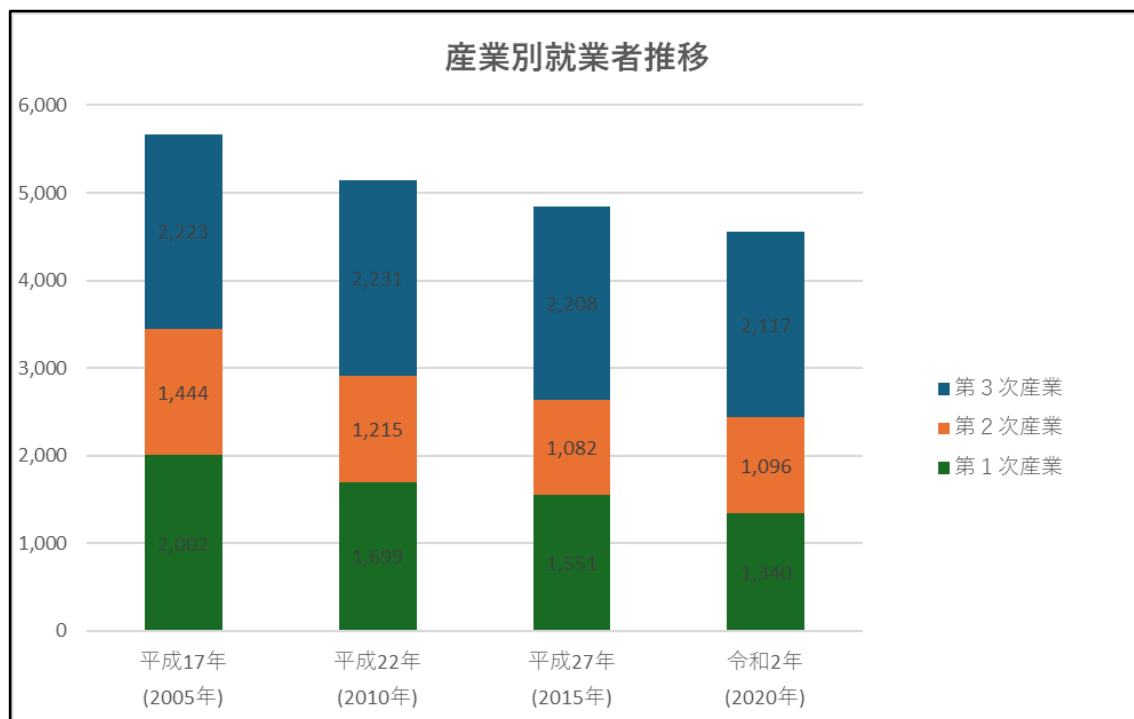
②産業構造

就業人口総数は、人口の動向と同様に減少傾向で推移している。産業別では、第1次産業は就業人口・構成比率とも減少している。第2次産業は減少傾向であったが、令和2年には就業人口・構成比率とも微増に転じている。第3次産業は就業人口は減少傾向にあるが、構成比率は増加している。人口減少や少子高齢化により、今後、更なる労働人口の減少が見込まれる。それに伴い本町の基幹である第1次産業の衰退化が懸念される。

太良町産業別就業者の推計（国勢調査）

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	年平均増減率		
					H17~H22	H22~H27	H27~R2
総人口	10,660	9,840	8,779	8,121	△1.54	△2.16	△1.50
就業人口総数	5,671	5,160	4,846	4,563	△1.80	△1.22	△1.17
第1次産業	2,002	1,699	1,551	1,340	△3.03	△1.74	△2.72
第2次産業	1,444	1,215	1,082	1,096	△3.17	△2.19	0.26
第3次産業	2,223	2,231	2,208	2,117	0.07	△0.21	△0.82
就業率	53.2%	52.3%	55.1%	56.2%			

注：就業人口総数には、平成17年2人、平成22年15人、平成27年5人、令和2年10人の分類不能含む。



③中小企業者の実態等

本町の商業は、近隣市町の郊外型大型店やスーパーなどへ買い物客が流出し、また近年では、インターネットや電話による通販も普及し、個店における店頭販売の衰退もあり、卸売業、小売業ともに減少している。

工業は、食肉加工やハムの生産、ワサビ・ノリの加工など地場産品を使用した加工食品の生産、販売が行われているが、減少傾向である。

今後は、商工会等との連携のもと、中小企業者に既存企業の体質強化、近代化に向けた支援はもとより、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へ一新させ、労働生産性を高める投資を推進していくことで、飛躍的な向上を図ることが求められる。

商工業者の推移

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店	サービス	その他	合計
平成25年度	208	30	19	96	44	66	17	480
平成30年度	162	25	13	70	35	57	10	372
令和5年度	141	20	10	64	35	52	15	337
10年比較割合	67.8%	66.7%	52.6%	66.7%	79.5%	78.8%	88.2%	70.2%

小規模事業者の推移

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店	サービス	その他	合計
平成25年度	204	26	18	95	39	63	14	459
平成30年度	160	23	12	68	34	57	7	361
令和5年度	139	21	10	64	35	52	11	332
10年比較割合	68.1%	80.8%	55.6%	67.4%	89.7%	82.5%	78.6%	72.3%

(太良町商工会調べ)

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、本町と商工会等が中小事業者に対して情報の提供を行うことで、中小企業者の投資を促し、経済発展を目指す。具体的な目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

先端設備等の導入により労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、本町の経済の活性化を図る。

中小企業者の幅広い取組を促すため、本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、本計画の対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

ただし、太陽光発電設備等の再生エネルギー発電設備については、雇用の創出や地域経済の発展等の観点から、町内に従業員を配置した工場や事業所が、発電電力を自らの生産・販売等に供するものを認定対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 対象の除外

- ① 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係する者。
- ② 太良町暴力団排除条例第2条第1項第1号から第4号までに定義された者又は、その者と密接な関係を有する者。
- ③ 税金、その他公共料金を滞納している者。（特段の事情がある場合は除く）
- ④ 町税未申告の者。

(2) 雇用への配慮

雇用の安定を図るため、人員削減を目的とした取組については計画認定の対象としないこととする。

(3) 認定等に対する配慮

認定に当たっては、同意導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるものとするが、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮する。

(4) 計画の進捗状況についての調査

先端設備等導入計画の進捗状況を調査し、定期的に把握することができる。